

# 兵庫県公報

令和8年2月20日 金曜日 第695号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 耕地整理組合の組合長臨時代理者の解任（同）	2
○ 阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）	2
○ 平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部 改正（会計課）	3
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	3
公 告	
○ 入札公告（兵庫県立広域防災センター）	3
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧 （砂防課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	16
○ 同 上（同）	17
○ 入札公告（阪神南県民センター）	18
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	20

## 告 示

### 兵庫県告示第95号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
加陽土地改良区	令和8年1月7日

~~~~~

**兵庫県告示第96号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を令和8年2月4日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この変更計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業名  
農地中間管理機構関連農地整備事業
- 2 地区名  
市原地区
- 3 縦覧の期間  
令和8年2月20日から同年3月12日まで
- 4 縦覧の場所
  - (1) 洲本市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - (2) 兵庫県のホームページ  
(<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/ichibara-henkou.html>)



**兵庫県告示第97号**

土地改良法施行法（昭和24年法律第196号）第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法（明治42年法律第30号）第73条第4項の規定に基づき、加古郡雁戸井耕地整理組合の組合長臨時代理者として指定した次の者を解任したので、同条第5項の規定により告示する。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 住所  
加古川市八幡町上西条875番地の1
- 2 氏名  
松尾 志津夫



**兵庫県告示第98号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
西宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
阪神間都市計画道路事業  
3. 4. 160号 中津浜線
- 3 事業施行期間  
令和6年3月29日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

変更なし



**兵庫県告示第99号**

平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部を次のように改正する。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

表総合衛生学院出納員の項を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。



**兵庫県告示第100号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位 置                                              | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 第R06中播位置<br>0008号 | 8.2.5            | たつの市龍野町堂本字八向田154番3、158番13、158番14、159番5、154番3地先水路 | 5.00          | 37.02         |

**公 告**

**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年2月20日

契約担当者

兵庫県立広域防災センター長 高崎和則

**1 調達内容**

- (1) 調達する物品等の名称及び数量  
兵庫県立広域防災センターで使用する電気 予定数量463,644キロワット時／年
- (2) 調達案件の仕様等  
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間  
令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで
- (4) 履行場所  
兵庫県立広域防災センター 兵庫県三木市志染町御坂1-19
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時

までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話 (078) 341-7711 内線4936

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県環境部環境政策課 電話 (078) 341-7711 内線3358

### 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

#### (1) 交付期間

令和8年2月20日(金)から同月27日(金)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 交付場所

〒673-0516 兵庫県三木市志染町御坂1-19

兵庫県立広域防災センター管理課 担当 中尾、中井

電話 (0794) 87-2920

### 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

#### (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和8年2月20日(金)から同月27日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

#### (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

#### (3) 開札の日時及び場所

日時 令和8年3月12日(木)午前10時30分から

場所 兵庫県立広域防災センター 2階会議室(三木市志染町御坂1-19)

#### (4) 入札書の受領期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により入札書を提出する場合には、令和8年3月11日(水)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

なお、入札前に本人確認を行うため、本人確認ができる顔写真付公的書類(運転免許証等)を持参すること。

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月11日(水)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和8年2月27日(金)午後5時までに提出すること。

また、前記5(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び電話番号等があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 「一般競争入札参加申込書兼参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指 定 の 区 域              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------------|------------------------|---------------------|
| 本山北(1)(3)<br>(101010119) | 神戸市東灘区本山北町4丁目(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 篠原台(5)<br>(101020145)    | 神戸市灘区篠原台(別図2のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             |
| みずき台(1)<br>(101060201)   | 神戸市垂水区みずき台(別図3のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             |
| みずき台(2)<br>(101060202)   | 神戸市垂水区みずき台(別図4のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             |
| 宅原(7)<br>(101070622)     | 神戸市北区長尾町宅原(別図5のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1から別図5までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和8年2月27日(金)から同年3月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 指定の案の閲覧場所

神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5

(3) 提出期限

令和8年3月13日(金)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日(火)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------------|--------------------|---------------------|
| 西山川 I (2)<br>(123010100) | 養父市八鹿町九鹿 (別図1のとおり) | 土石流                 |

(別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和8年2月27日(金)から同年3月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 指定の案の閲覧場所

但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320番地

(3) 提出期限

令和8年3月13日(金)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日(火)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                  | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|-------------------|---------------------|
| 牧野(5)<br>(126040163) | 朝来市多々良木 (別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和8年2月27日(金)から同年3月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 指定の案の閲覧場所

但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320番地

(3) 提出期限

令和8年3月13日(金)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日(火)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成20年兵庫県告示第213号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

本山北(1)(1)I(101010008)の項中別図8を次の図面のとおり改める。

(次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和8年2月27日(金)から同年3月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 改正の案の閲覧場所

神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5

(3) 提出期限

令和8年3月13日(金)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日(火)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成20年兵庫県告示第234号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

篠原台I(101020087)の項中別図87を次の図面のとおり改める。

(次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和8年2月27日(金)から同年3月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 改正の案の閲覧場所

神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5

(3) 提出期限

令和8年3月13日(金)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日(火)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成20年兵庫県告示第264号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

天王I(101030023)の項中別図23を次の図面のとおり改める。

天王(4)II(101030057)の項中別図57を次の図面のとおり改める。

(次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和8年2月27日(金)から同年3月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 改正の案の閲覧場所

神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5

(3) 提出期限

令和8年3月13日(金)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日(火)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成20年兵庫県告示第266号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 改正しようとする区域の案  
 神仙寺(1) I (101080002) の項中別図2を次の図面のとおり改める。  
 (次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
 令和8年2月27日(金)から同年3月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 3 改正の案の閲覧場所  
 神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
 神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課  
 〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5
  - (3) 提出期限  
 令和8年3月13日(金)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表  
 提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日(火)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成23年兵庫県告示第806号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 改正しようとする区域の案  
 井ヶ谷Ⅲ (101090160) の項中別図112を次の図面のとおり改める。  
 (次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
 令和8年2月27日(金)から同年3月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 3 改正の案の閲覧場所  
 神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
 神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課  
 〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5
  - (3) 提出期限  
 令和8年3月13日(金)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表  
 提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日(火)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成21年兵庫県告示第1163号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり

閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

米里Ⅱ（123010009）の項中別図9を次の図面のとおり改める。

上網場(2)Ⅱ（123010058）の項中別図58を次の図面のとおり改める。

大江Ⅱ（123010076）の項中別図76を次の図面のとおり改める。

（次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和8年2月27日（金）から同年3月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 改正の案の閲覧場所

但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320番地

(3) 提出期限

令和8年3月13日（金）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域             | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|-----------------------|---------------------|-------------------------------|
| 篠原台Ⅰ<br>(101020087)    | 神戸市灘区篠原台（別図1のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 天王(4)Ⅱ<br>(101030057)  | 神戸市兵庫区天王町1丁目（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| みずき台(1)<br>(101060201) | 神戸市垂水区みずき台（別図3のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |

|                        |                     |         |         |
|------------------------|---------------------|---------|---------|
| みずき台(2)<br>(101060202) | 神戸市垂水区みずき台(別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 宅原(7)<br>(101070622)   | 神戸市北区長尾町宅原(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |

(別図1から別図5までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和8年2月27日(金)から同年3月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 指定の案の閲覧場所

神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5

(3) 提出期限

令和8年3月13日(金)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日(火)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                  | 指 定 の 区 域        | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------------------|------------------|---------------------|-------------------------------|
| 牧野(5)<br>(126040163) | 朝来市多々良木(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 護国川Ⅱ<br>(226040053)  | 朝来市山口(別図2のとおり)   | 土石流                 | 別図2のとおり                       |

(別図1及び別図2は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和8年2月27日(金)から同年3月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 指定の案の閲覧場所

但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320番地

(3) 提出期限

令和8年3月13日（金）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧**

令和2年兵庫県告示第227号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

天王Ⅰ（101030023）の項中別図20を次の図面のとおり改める。

（次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和8年2月27日（金）から同年3月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 改正の案の閲覧場所

神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5

(3) 提出期限

令和8年3月13日（金）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧**

令和3年兵庫県告示第381号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

井ヶ谷Ⅲ（101090160）の項中別図94を次の図面のとおり改める。

（次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和8年2月27日（金）から同年3月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 改正の案の閲覧場所

神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課  
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3丁目2-5

(3) 提出期限

令和8年3月13日（金）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧**

平成28年兵庫県告示第676号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

上網場(2)Ⅱ(123010058)の項中別図36を次の図面のとおり改める。

(次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和8年2月27日（金）から同年3月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 改正の案の閲覧場所

但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課  
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320番地

(3) 提出期限

令和8年3月13日（金）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧**

平成30年兵庫県告示第164号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

米里Ⅱ（123010009）の項中別図9を次の図面のとおり改める。

大江Ⅱ（123010076）の項中別図21を次の図面のとおり改める。

（次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和8年2月27日（金）から同年3月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 改正の案の閲覧場所

但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320番地

(3) 提出期限

令和8年3月13日（金）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害特別警戒区域の改正の案の閲覧**

令和2年兵庫県告示第419号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地又は建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 改正しようとする区域の案

山本(1)Ⅱ（126040078）の項中別図61を次の図面のとおり改める。

（次の図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和8年2月27日（金）から同年3月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 改正の案の閲覧場所

但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320番地

(3) 提出期限

令和8年3月13日（金）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和8年5月12日（火）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フーディーズ神野店

所在地 加古川市新神野五丁目8-6

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

J A全農Aコープ株式会社

横浜市港北区新横浜三丁目2番地3

小笹浩史

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

J A全農Aコープ株式会社

横浜市港北区新横浜三丁目2番地3

宗村達夫

イ 変更後

名称

住所

代表者の氏名

J A全農Aコープ株式会社

横浜市港北区新横浜三丁目2番地3

小笹浩史

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

J A全農Aコープ株式会社

横浜市港北区新横浜三丁目2番地3

宗村達夫

外1者

イ 変更後

名称

住所

代表者の氏名

J A全農Aコープ株式会社

横浜市港北区新横浜三丁目2番地3

小笹浩史

外1者

4 変更年月日

令和7年11月21日

5 届出年月日

令和8年2月6日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

(2) 縦覧期間

令和8年2月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和8年6月22日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 J Aファーマーズ・たじまんま和田山

所在地 朝来市和田山町枚田字キシノ下922-1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称            | 住所               | 代表者の氏名 |
|---------------|------------------|--------|
| J A全農Aコープ株式会社 | 横浜市港北区新横浜三丁目2番地3 | 小笹浩史   |
| たじま農業協同組合     | 豊岡市九日市上町550番地の1  | 太田垣哲男  |

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

| 名称            | 住所               | 代表者の氏名 |
|---------------|------------------|--------|
| J A全農Aコープ株式会社 | 横浜市港北区新横浜三丁目2番地3 | 宗村達夫   |

外1者

## イ 変更後

| 名称            | 住所               | 代表者の氏名 |
|---------------|------------------|--------|
| J A全農Aコープ株式会社 | 横浜市港北区新横浜三丁目2番地3 | 小笹浩史   |

外1者

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## ア 変更前

| 名称            | 住所               | 代表者の氏名 |
|---------------|------------------|--------|
| J A全農Aコープ株式会社 | 横浜市港北区新横浜三丁目2番地3 | 宗村達夫   |

外1者

## イ 変更後

| 名称            | 住所               | 代表者の氏名 |
|---------------|------------------|--------|
| J A全農Aコープ株式会社 | 横浜市港北区新横浜三丁目2番地3 | 小笹浩史   |

外1者

## 4 変更年月日

令和7年11月21日

## 5 届出年月日

令和8年2月6日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

## (2) 縦覧期間

令和8年2月20日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

令和8年6月22日

## (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

## 入札公告

WT Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年2月20日

契約担当者

兵庫県阪神南県民センター長 團 野 礼 子

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

尼崎西宮芦屋港 尼崎閘門及び東高洲橋等管理業務委託

## (2) 仕様等

契約担当者が示す仕様書等のとおり。

## (3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、履行期間の終了の日までに、委託者から何らの意思表示がないときは、その翌日において更に1年間この契約を更新するものとし、その後、令和11年3月31日までの間は同様に更新できるものとする。

## (4) 履行場所

兵庫県尼崎市西海岸町他

## (5) 入札方法

上記(1)について委託料の年額により入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税相当額を除いた金額）を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

単独企業又は特別共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとし、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けたものであること。

## (1) 共通の資格要件

ア 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者で入札を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて下記申請場所へ持参し、入札参加資格の随時審査を受けること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話：078-341-7711（内線4938）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限を受けていない者であること。

ウ 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

カ 平成22年度以降に、国、地方公共団体が発注し、運転操作が必要となる(ア)から(エ)のいずれかの施設を含む管理業務を元請けとして1年以上継続して実施し、完了した実績を元請けとして有すること。

(ア) 水門

(イ) 閘門

(ウ) 揚水機場または排水機場

(エ) 終末処理場

ただし、上記(ア)から(エ)は、海岸法に基づく海岸保全施設、河川法に基づく河川管理施設、港湾法に基づく港湾施設又は下水道法に基づく終末処理場であることとする。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 構成員は2者又は3者とし、それぞれの出資比率が2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上であること。

また、各構成員が、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者（関係する会社）にないこと。

イ 共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。

ウ 構成員は上記2(1)のアからオまでのいずれにも該当すること。

エ 代表構成員は、上記2(1)のカに該当すること。

オ 結成方法は自主結成とし、本件入札に関して入札参加申し込みを行った他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

カ 構成員の一部が、入札参加申し込み締め切り後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その共同企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和8年3月16日（月）までの間、その共同企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな共同企業体を結成し、入札参加の申し込みを行うことができ、新たな構成員が入札日までに入札参加資格を受けた時は、入札に参加することができる。

3 申込書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒660-8588 尼崎市東難波町5-21-8（兵庫県尼崎総合庁舎2F）

兵庫県阪神南県民センター県民躍動室総務防災課（財務担当）

電話：06-6481-4518

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書等の交付期間

令和8年2月20日（金）から同年3月12日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和8年3月23日（月）午前10時から

場所 兵庫県尼崎総合庁舎 別館2F大会議室（尼崎市東難波町5-21-8）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便等（書留郵便及び書留郵便に準ずるものに限る。）による入札の場合は、令和8年3月19日（木）午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月18日（水）の午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県阪神南センター長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて令和8年3月18日（水）の午後5時までに提出すること。

(3) 契約保証金

落札者は、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県阪神南センター長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した業務を履行できることを証明する書類を令和8年3月12日（木）午後5時までに提出すること。



了した。

令和8年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡稲美町国岡五丁目171番、172番、178番、179番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市平岡町新在家117番地  
SHOWA GROUP株式会社 代表取締役 湖中正泰
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和7年12月22日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-13-2号（7稲美）